

入札説明書

この入札説明書は、令和7年9月10日に公告した一般競争入札（以下「入札」という。）に関する説明書である。

この入札を次のとおり実施する。

八雲町長 岩村克詔

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称 熊石サーモン種苗生産施設実施設計及び水利権変更申請書作成業務
- (2) 業務場所 二海郡八雲町熊石鮎川町地内
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年3月24日まで
- (4) 業務概要 土質調査 5箇所、解析等調査一式
樋門詳細設計 2箇所
導水路工実施設計一式
中間養成水槽実施設計
地下配管及び機械等設備設計一式
水利権変更申請業務一式
その他詳細は別途閲覧に供する仕様書、図面による。

2 入札に参加する者に必要な要件

入札参加希望者は単体企業であり、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 発注業務に対応する令和7年度、令和8年度における競争入札に必要な資格等（令和6年八雲町告示第163号）に規定する土木設計業務の資格及び国土交通省の規定に基づく土木設計の登録を受けていること。
- イ 入札執行の日までの間に、八雲町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。（指名停止を受けている場合においては、入札参加資格審査申請書等の提出期間中にその停止の期間が経過している者を含む。）であること。
- ウ 八雲町の競争入札参加排除基準の規定により八雲町発注工事等から入札参加を除外されていない者であること。
- エ 八雲町発注工事等からの暴力団排除措置要領第3条第1項に規定する入札参加の排除措置を受けていないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始決定後の八雲町競争入札参加資格の再審査結果を有していること。
- カ 北海道内に、本店を有する者であること。
- キ 過去15年間（平成22年以降）に、北海道内において次の業務を受託した実績を有する者であること。

- ①発注者 国・北海道・市町村・独立行政法人・国や道の研究機関

- ②構 造 ー
- ③面 積 ー
- ④請負金額 ー
- ⑤種 類 下記4種の業務実績を全て有する者（全て元請けに限る）。

- (1)内水面における魚類養殖用施設の計画もしくは設計
- (2)法定河川の河川工事のための実施設計
- (3)農業用の用排水路工事のための実施設計
- (4)北海道内の河川における魚類調査

ク 管理技術者及び照査技術者は入札参加申請書の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を配置できること。ただし、合併又は営業譲渡等があった場合は、3ヶ月に満たない場合であっても、3ヶ月以上の雇用関係にあったものとみなす。

3 入札の参加資格審査申請

(1) 申請書等

入札参加希望者は、地域限定型一般競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付して提出しなければならない。

ア 類似業務実績調書

イ 類似業務実績を証明する書面（業務実績証明書又はこれに代わる書面（契約書の写し））

ウ その他支出負担行為担当者が必要と認める書類

(2) 提出期間

令和7年9月10日（水）から令和7年9月19日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）毎日午前9時から午後5時まで。

(3) 提出場所

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地 八雲町役場水産課

(4) 提出方法

郵送又は持参によるものとする。

(5) その他

ア 資料の作成に要する経費は、入札参加希望者の負担とする。

イ 提出された資料は、返却しない。

ウ 提出された資料は、無断で他に使用しない。

4 入札参加資格の審査

この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2に規定する一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者が2に掲げる資格を有するかどうかの審査を行い、その結果を令和7年9月24日（水）までに書面により通知する。

5 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和7年9月29日（月）までに書面により説明を求めることができる。なお、書面は次の提出先に持参することと

し、送付又はファクシミリによるものは受け付けない。

二海郡八雲町住初町138 八雲町役場水産課

(2) 理由の説明は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して2日以内に書面により回答する。

6 契約条項を示す場所

二海郡八雲町住初町138番地 八雲町役場水産課 電話番号0137-62-2117 (課直通) 内線328

7 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 二海郡八雲町住初町138番地 八雲町役場

(2) 入札日時 令和7年10月3日(金) 午後9時30分

8 郵便等による入札

(1) 郵便等入札とする。ファクシミリによるものは受け付けない。

(2) 入札提出期限 令和7年10月2日(木) 午後5時

(3) 入札書提出場所 〒049-3192北海道二海郡八雲町住初町138番地 八雲町役場水産課

9 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

10 消費税等課税事業者等の申出

落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 保険会社との間に八雲町を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険証券を提出したとき。

イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他町長が指定する金融機関との間に工事履行保証委託契約を締結し、八雲町を債権者とする公共工事履行保証証券を提出したとき。

12 図面、仕様書等(以下「設計図書等」という。)の閲覧等

(1) 入札参加希望者は、電子データによる設計図書等を公開しているので確認すること。

ア 閲覧期間 令和7年9月10日(水)から令和7年10月2日(木)まで

イ 閲覧場所 八雲町公式ホームページ

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/suisan/20251003nyusatsu.html>

(2) 設計図書等に関する質問は、書面によるものとし、郵送又は持参により提出すること。

ア 受付期間

令和7年9月10日(水)から令和7年9月26日(金)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)毎日午前9時から午後5時まで

イ 受付場所

〒049-3192 北海道二海郡八雲町住初町138番地 八雲町役場水産課

(3) 質問に対する回答は、八雲町公式ホームページで公表する。

ア 閲覧期間 令和7年9月10日(水)から令和7年10月2日(木)まで

イ 閲覧場所 八雲町公式ホームページ

<https://www.town.yakumo.lg.jp/soshiki/suisan/20251003nyusatsu.html>

13 支払条件

(1) 前金払 契約金額の3割に相当する額以内とする。

(2) 中間前金払 中間前金払は行わない。

(3) 部分払 部分払は行わない。

14 契約書作成の要否

必要とする。

15 予定価格等

(1) 予定価格 75,614,000円(税抜68,740,000円)

(2) 最低制限価格

設定しているため最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。

(3) 入札の執行回数は、1回とする。

(4) 入札執行時に業務費内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めるので、内訳書を作成の上、提出すること。なお、内訳書の提出がない場合又は内訳書に不備等がある場合は、当該入札は無効になるので注意すること。

16 その他

(1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第132条各号に掲げる入札及びこの入札説明書に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 談合情報に対する対応

ア 入札に関して談合情報があった場合は、入札の執行の延期または取りやめ、公正取引委員会への通報を行うことがあります。

イ 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、賠償金を徴収し、場合により契約を解除することがあります。

(3) 競争入札参加者は、競争入札心得及び郵便等入札の取扱いについて(八雲町公式ホームページで確認すること。)、その他関係法令の規定を承知すること。

(4) 入札参加者が1者となった場合は、当該入札を中止する。

(5) この入札の執行は、公開する。

- (6) 契約の相手方が、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による売掛債権流動資産担保保険に係る融資保証制度又は金融機関等による売掛債権の買取りを工事完成検査合格後に利用しようとする場合又は「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成11年1月28日付け建設省経振発第8号）による下請セーフティネット債務保証事業若しくは「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国総建整第154号）による地域建設業経営強化融資保証制度を利用する場合において、契約の相手方が工事請負代金の支払請求権について、債権譲渡承諾依頼書を八雲町に提出し、八雲町が適当と認めたときは当該債権譲渡をすることができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、八雲町が指定する様式により依頼すること。

- (7) その他入札に関する問合せ先

八雲町役場水産課 電話番号037-62-2117（課直通）内線328